

現有車両



救急みよし1号車
高規格救急車(平成28年1月配備)



救急日進1号車
高規格救急車(平成25年12月配備)



救急西1号車
高規格救急車(平成28年11月配備)



救急尾三1号車
高規格救急車(平成20年2月配備)



救急東郷1号車
高規格救急車(平成21年12月配備)



救急南1号車
高規格救急車(平成24年3月配備)



救急尾三2号車
高規格救急車(平成16年3月配備)



日進1号車
救助対応型タンク消防車(平成17年3月配備)



みよし1号車
水槽付消防ポンプ自動車(平成26年11月配備)



南1号車
救助対応型タンク消防車(平成12年1月配備)



東郷1号車
救助対応型タンク消防車(平成14年2月配備)



西1号車
救助対応型タンク消防車(平成16年3月配備)



日進2号車
救助対応型タンク消防車(平成8年2月配備)



みよし2号車
救助対応型タンク消防車(平成17年3月配備)



東郷2号車
普通タンク車(平成18年3月配備)



日進31号車
30mはしご車(平成11年1月配備)



みよし31号車
30mはしご車(平成17年2月配備)



東郷31号車
35mはしご消防車(平成20年1月配備)



尾三21号車
化学消防車(平成24年3月配備)



みよし11号車
小型動力ポンプ付水槽車(平成15年12月配備)



東郷11号車
小型動力ポンプ付水槽車(平成17年12月配備)



日進11号車
小型動力ポンプ付水槽車(平成19年2月配備)



尾三41号車
救助工作車(平成16年3月配備)



尾三61号車
調査車(平成21年3月配備)



尾三71号車
資機材搬送車(平成14年11月配備)



尾三72号車
支援車(平成18年8月配備)



尾三73号車
重機搬送車(平成25年3月配備)



3トン級重機(平成25年3月配備)



みよし51号車
指令車(平成16年11月配備)



日進51号車
指令車(平成23年12月配備)



東郷51号車
指令車(平成23年12月配備)



西51号車
指令車(平成20年10月配備)



南51号車
指令車(平成20年10月配備)



尾三51号車
指揮車(平成20年9月配備)



消防二輪車(I型)
消火用赤バイ(平成12年12月配備)



消防二輪車(II型)
救急用赤バイ(平成12年12月配備)



みよし61号車
広報車(平成16年11月配備)



日進61号車
広報車(平成19年1月配備)



尾三52号車
消防連絡車(平成13年1月配備)



尾三62号車
予防査察車(平成16年11月配備)



東郷61号車
広報車(平成17年7月配備)



多目的車(平成18年10月配備)



連絡車(平成24年5月配備)

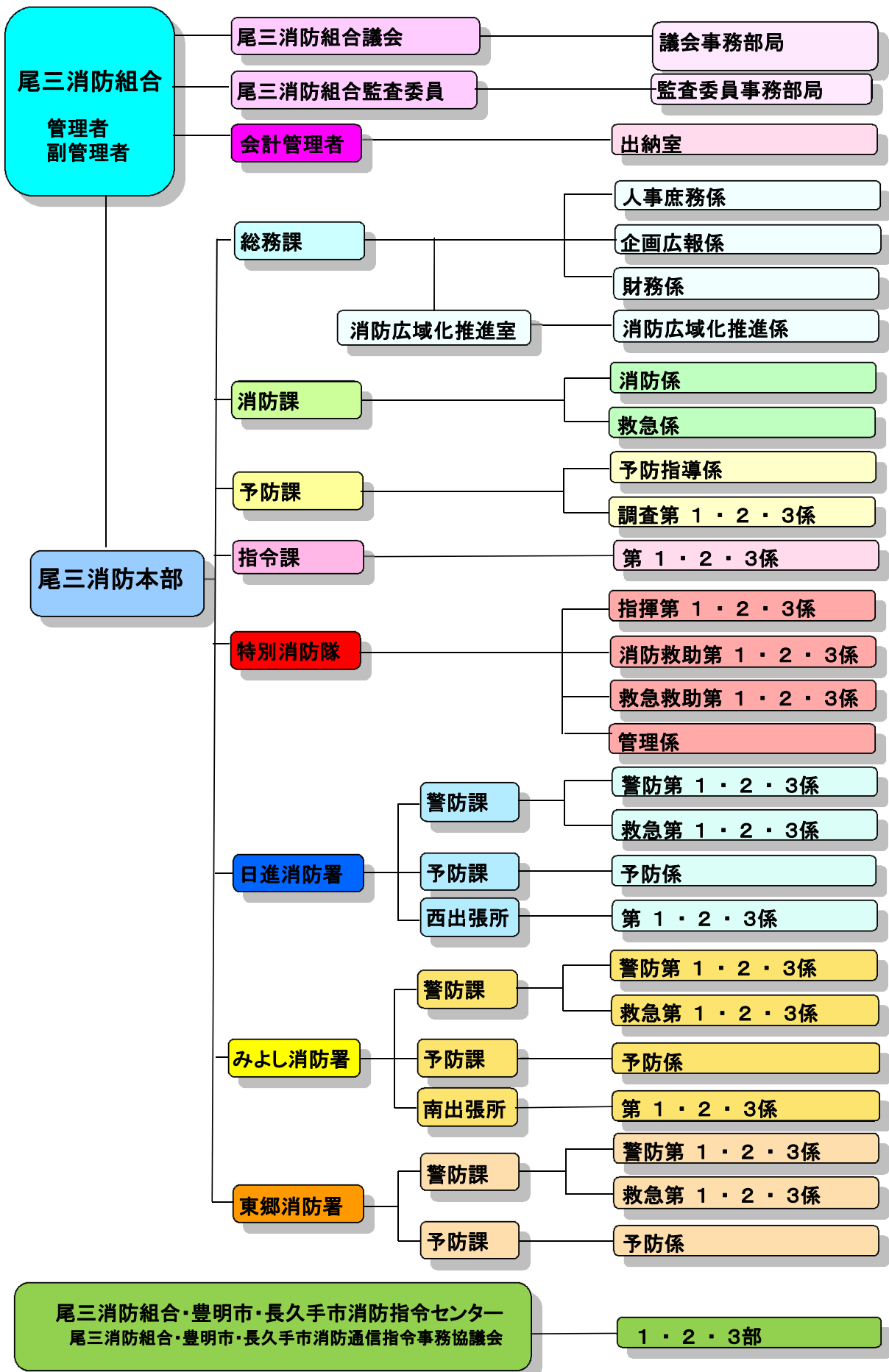


連絡車(平成18年11月配備)

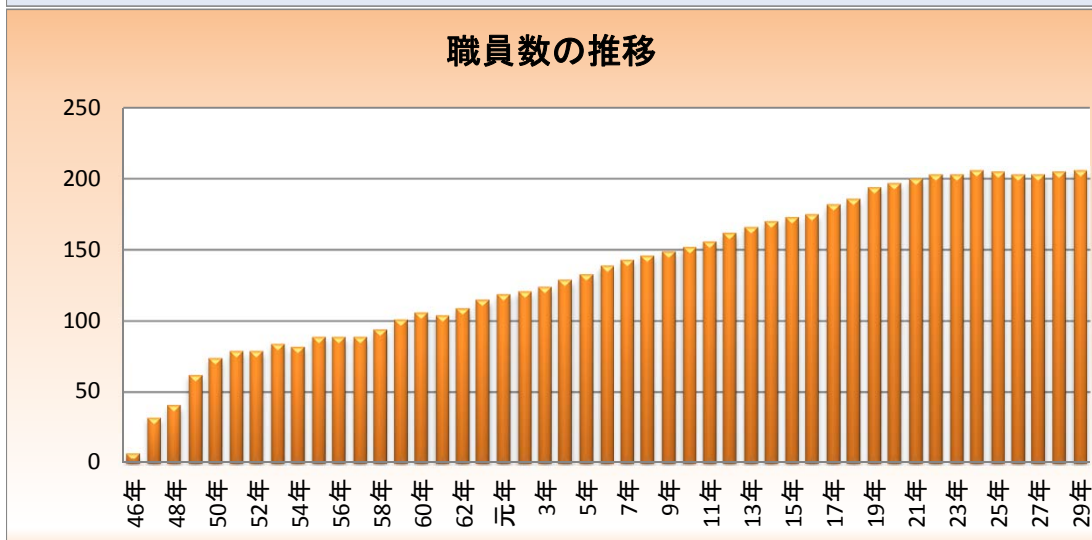


連絡車(平成23年4月配備)

尾三消防組合組織図



人口・職員数推移



年	管内人口	職員数	年	管内人口	職員数
46年	53,316	7	7年	126,368	143
47年	57,946	32	8年	131,649	146
48年	61,928	41	9年	136,354	149
49年	66,241	62	10年	140,437	152
50年	69,345	74	11年	144,693	156
51年	72,283	79	12年	149,144	162
52年	75,198	79	13年	153,500	166
53年	77,856	84	14年	156,512	170
54年	81,411	82	15年	160,318	173
55年	86,170	89	16年	164,775	175
56年	89,034	89	17年	168,257	182
57年	92,017	89	18年	171,180	186
58年	94,466	94	19年	174,070	194
59年	96,598	101	20年	177,389	197
60年	98,371	106	21年	179,634	200
61年	100,164	104	22年	181,019	203
62年	102,244	109	23年	182,768	203
63年	104,216	115	24年	185,045	206
元年	106,513	119	25年	185,576	205
2年	108,243	121	26年	188,055	203
3年	111,129	124	27年	189,451	203
4年	114,494	129	28年	191,449	205
5年	117,444	133	29年	193,342	206
6年	120,892	139			

管内人口は、各年4月1日、職員数は、46年を除いて各年4月1日現在の人員を計上しています。

事 務 分 掌

[議会事務局]

- (1) 議員名簿及び委員名簿並びに履歴簿の整理に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 議員の出・欠席に関すること。
- (4) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (5) 予算及び経理事務に関すること。
- (6) 議会関係諸規程の制定、改廃に関すること。
- (7) 議事日程及び諸報告に関すること。
- (8) 議案、請願、陳情、決議及び意見書等に関すること。
- (9) 議会の本会議に関すること。
- (10) 会議録、その他会議録の調整保管に関すること。
- (11) 議会の傍聴人に関すること。
- (12) 議員全員協議会及び議会運営委員会に関すること。
- (13) 議案の審議に必要な資料の調製に関すること。
- (14) その他議会庶務に関すること。

[監査委員事務局]

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (4) 予算及び経理事務に関すること。
- (5) 監査等の執行計画及びその執行に関すること。
- (6) 監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に係る事務に関すること。
- (7) その他前各号に掲げるもの以外の監査事務に関すること。

[出 納 室]

- (1) 収入の通知及び支出命令の審査に関すること。
- (2) 歳計現金の出納及び保管に関すること。
- (3) 歳入、歳出外現金の出納及び保管に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 小切手の振り出し及び有価証券(公有財産又は、基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関すること。
- (6) 指定金融機関等の検査に関すること。
- (7) 決算に関すること。
- (8) 公有財産の記録管理に関すること。
- (9) 支出負担行為の確認に関すること。
- (10) その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。

[総 務 課]

人事庶務係

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 公告式に関すること。
- (3) 例規及び文書に関すること。
- (4) 組合議会に関すること。
- (5) 職員の服務、進退及び賞罰に関すること。
- (6) ほう賞及び表彰に関すること。
- (7) 職員の給与に関すること。
- (8) 勤務条件に関すること。
- (9) 職員の公務災害補償に関すること。
- (10) 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (11) 職員共助会に関すること。
- (12) 職員の研修、教養に関すること。
- (13) 公平委員会に関すること。
- (14) 庶務に関すること。
- (15) 消防職員委員会に関すること。
- (16) 他の課係に属さないこと。

企画広報係

- (1) 組合の基本施策に関すること。
- (2) 消防力整備計画に関すること。
- (3) 実施計画に関すること。
- (4) 統計調査に関すること。
- (5) 政策情報の調査及び情報の収集、分析に関すること。
- (6) 広報尾三消防の発刊に関すること。
- (7) 消防年報の発刊に関すること。
- (8) インターネットホームページに関すること。
- (9) 広報、公聴に関すること。
- (10) 消防の広域化に関すること。

財 務 係

- (1) 組合財産に関すること。
- (2) 予算の編成及び決算に関すること。
- (3) 出納に関すること。
- (4) 契約に関すること。
- (5) 検査に関すること。
- (6) 建築営繕に関すること。
- (7) 庁舎管理に関すること。
- (8) その他財務に関すること。

消防広域化推進室

- (1) 消防の広域化に関すること。
- (2) 消防の広域化に係る協議会に関すること。

[消 防 課]

消 防 係

- (1) 消防施設整備計画(救急に関する部分を除く。)に関する事。
- (2) 消防、救助業務の企画に関する事。
- (3) 消防、救助業務の安全管理に関する事。
- (4) 消防、救助隊員の訓練及び研修に関する事。
- (5) 消防、救助機械器具の整備保全及び総括管理に関する事。
- (6) 消防、救助に関する被服、装備品の企画及び貸与、支給に関する事。
- (7) 自動車燃料の管理に関する事。
- (8) 公用自動車の整備保全に関する事。
- (9) 消防、救助統計に関する事。
- (10) 消防水利に関する事。
- (11) 愛知県下高速道路消防連絡協議会に関する事。
- (12) 消防相互応援協定に関する事。
- (13) 大規模災害消防応援実施計画及び緊急消防援助隊に関する事。
- (14) 消防・防災ヘリコプターに関する事。
- (15) 尾三消防連絡協議会に関する事。
- (16) その他消防、救助業務の企画等に関する事。

救 急 係

- (1) 消防施設整備計画(消防、救助に関する部分を除く。)に関する事。
- (2) 救急業務の企画に関する事。
- (3) 救急業務の安全管理に関する事。
- (4) 応急手当の普及啓発活動の企画に関する事。
- (5) 救急車及び救急資器材の整備保全及び総括管理に関する事。
- (6) 救急隊員の訓練及び研修に関する事。
- (7) 救急に関する被服、装備品の企画に関する事。
- (8) 救急統計に関する事。
- (9) 救急医療関係団体に関する事。
- (10) その他救急業務の企画等に関する事。

[予 防 課]

予 防 指 導 係

- (1) 消防同意の指導に関する事。
- (2) 防火対象物における消防用設備の指導に関する事。
- (3) 防火管理の指導に関する事。
- (4) 防火対象物の査察指導に関する事。
- (5) 火災予防運動の企画指導に関する事。
- (6) 危険物の規制に関する事。
- (7) 危険物製造所等の査察指導に関する事。
- (8) 危険物の安全管理に関する事。
- (9) 消防法令の違反処理に関する事。
- (10) 火薬類取締法に基づく事務に関する事。
- (11) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事。
- (12) 火災予防条例に関する事。
- (13) 建築統計に関する事。
- (14) 危険物の統計に関する事。
- (15) 消防設備安全協会に関する事。
- (16) 危険物安全協会に関する事。
- (17) 幼年、少年、女性消防に関する事。
- (18) 防火訓練の指導及び防火思想の普及計画の指導に関する事。
- (19) その他火災予防の指導に関する事。

調査第1係、調査第2係、調査第3係

- (1) 火災その他の災害の調査に関する事。
- (2) 火災の原因、損害額の調査及び報告に関する事。
- (3) 火災の統計に関する事。
- (4) その他の災害統計等に関する事。

[指 令 課]

第1係、第2係、第3係

- (1) 消防通信の企画及び運用に関する事。
- (2) 消防無線の企画及び運用に関する事。
- (3) 地図検索装置等警防活動の支援情報に関する事。
- (4) 電話交換業務に関する事。
- (5) 気象観測業務に関する事。
- (6) 緊急通報システムに関する事。
- (7) 救急医療情報システムに関する事。
- (8) 徘徊高齢者探索システムに関する事。
- (9) 災害情報の収集、伝達に関する事。
- (10) その他消防通信等に関する事。

[特別消防隊]

指揮第1係、指揮第2係、指揮第3係

- (1) 公印（消防長印（特別消防隊専用）の管守に関すること。
- (2) 現場指揮活動に関すること。

消防救助第1係、消防救助第2係、消防救助第3係

- (1) 火災その他災害の警戒、防ぎよ及び救助に関すること。
- (2) 火災事案の証明に関すること。
- (3) 救助業務に関すること。
- (4) 消防訓練に関すること。
- (5) 消防対象物の調査及び査察に関すること。
- (6) 消防機械器具の保全及び点検に関すること。
- (7) 管区務に関すること。
- (8) 防火防災訓練の普及指導に関すること。
- (9) 訓練場及び自家用給油取扱所等の保全に関すること。

救急救助第1係、救急救助第2係、救急救助第3係

- (1) 火災その他災害の警戒、防ぎよ及び救助に関すること。
- (2) 救急事案の証明に関すること。
- (3) 救急業務に関すること。
- (4) 救急、救助訓練に関すること。
- (5) 消防対象物の調査に関すること。
- (6) 救急、救助機械器具の保全及び点検に関すること。
- (7) 管区務に関すること。
- (8) 救急法の普及指導に関すること。

管理係

- (1) 特別消防隊に係る施設等の管理、保全に関すること。
- (2) 所属の文書事務に関すること。
- (3) 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関すること。

[日進消防署][みよし消防署]

警防課 警防第1係、警防第2係、警防第3係

- (1) 公印（署長印）の管守に関すること。
- (2) 火災その他災害の警戒及び防ぎよに関すること。
- (3) 火災事案の証明に関すること。
- (4) 消防訓練に関すること。
- (5) 消防対象物の調査及び査察に関すること。
- (6) 消防機械器具の保全及び点検に関すること。
- (7) 管区務に関すること。
- (8) 消防水利の調査点検に関すること。

- (9) 防火防災訓練の普及指導に関すること。
- (10) 消防庁舎の管理、保全に関すること。
- (11) 所属の文書事務に関すること。
- (12) 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関すること。

警防課 救急第1係、救急第2係、救急第3係

- (1) 救急業務に関すること。
- (2) 救急事案の証明に関すること。
- (3) 救助業務に関すること。
- (4) 救急、救助訓練に関すること。
- (5) 救急、救助機械器具の保全及び点検に関すること。
- (6) 管区務に関すること。
- (7) 救急法の普及指導に関すること。
- (8) 所属の文書事務に関すること。
- (9) 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関すること。

予防課 予防係

- (1) 消防同意に関すること。
- (2) 防火対象物における消防用設備に関すること。
- (3) 防火管理者に関すること。
- (4) 防火対象物の査察に関すること。
- (5) 火災予防運動の実施に関すること。
- (6) 火災予防条例に関すること。
- (7) 危険物の規制に関すること。
- (8) 危険物製造所等の査察に関すること。
- (9) 危険物の安全管理に関すること。
- (10) 消防法令の違反処理に関すること。
- (11) 火薬類取締法に基づく事務に関すること。
- (12) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。
- (13) 災害の調査等に関すること。
- (14) 防火訓練の指導及び防火思想の普及計画に関すること。
- (15) その他一般火災予防に関すること。

西出張所、南出張所 第1係、第2係、第3係

- (1) 火災その他災害の警戒及び防ぎよに関すること。
- (2) 救急業務に関すること。
- (3) 消防機械器具の保全及び点検に関すること。
- (4) 救急、救助機械器具の保全及び点検に関すること。
- (5) 消防、救急、救助訓練に関すること。
- (6) 防火防災訓練の普及指導に関すること。
- (7) 救急法の普及指導に関すること。
- (8) 消防対象物の調査及び査察に関すること。
- (9) 管区務に関すること。
- (10) 消防水利の調査点検に関すること。
- (11) 出張所庁舎の管理、保全に関すること。
- (12) 所属の文書事務に関すること。
- (13) 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関すること。

[東郷消防署]

警防課 警防第1係、警防第2係、警防第3係

- (1) 公印(署長印)の管守に関すること。
- (2) 火災その他災害の警戒及び防ぎよに関すること。
- (3) 火災事案の証明に関すること。
- (4) 消防訓練に関すること。
- (5) 消防対象物の調査及び査察に関すること。
- (6) 消防機械器具の保全及び点検に関すること。
- (7) 管区務に関すること。
- (8) 消防水利の調査点検に関すること。
- (9) 防火防災訓練の普及指導に関すること。
- (10) 消防署庁舎の管理、保全に関すること。
- (11) 所属の文書事務に関すること。
- (12) 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関すること。

警防課 救急第1係、救急第2係、救急第3係

- (1) 救急業務に関すること。
- (2) 救急事案の証明に関すること。
- (3) 救助業務に関すること。
- (4) 救急、救助訓練に関すること。
- (5) 救急、救助機械器具の保全及び点検に関すること。
- (6) 管区務に関すること。
- (7) 救急法の普及指導に関すること。
- (8) 所属の文書事務に関すること。
- (9) 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関すること。

予防課 予防係

- (1) 消防同意に関すること。
- (2) 防火対象物における消防用設備に関すること。
- (3) 防火管理者に関すること。
- (4) 防火対象物の査察に関すること。
- (5) 火災予防運動の実施に関すること。
- (6) 火災予防条例に関すること。
- (7) 危険物の規制に関すること。
- (8) 危険物製造所等の査察に関すること。
- (9) 危険物の安全管理に関すること。
- (10) 消防法令の違反処理に関すること。
- (11) 火薬類取締法に基づく事務に関すること。
- (12) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。
- (13) 災害の調査等に関すること。
- (14) 防火訓練の指導及び防火思想の普及計画に関すること。
- (15) その他一般火災予防に関すること。

平成29年度組合構成市町消防費当初予算

区分 市町名	市町費（一般会計）	消防費	常備消防費	非常備消防費
日進市	23,306,000	921,664	849,301	37,041
みよし市	22,368,000	862,804	720,713	63,027
東郷町	12,105,247	615,889	547,470	22,196
計	57,779,247 千円	2,400,357 千円	2,117,484 千円	122,264 千円

平成29年度組合分担金の状況

市町名	項目	分担金	分担率
日進市		848,369	40.1090
みよし市		719,922	34.0363
東郷町		546,868	25.8547
計		2,115,159 千円	100 %

平成29年度組合分担金の割合

区分	市町名	比率	日進市	みよし市	東郷町
均等割合分		35%	11.666667 %	11.666667 %	11.666667 %
人口に係る割合分 (前年の10月1日現在)		35%	16.139944 %	11.025780 %	7.834275 %
面積に係る割合分 (前年の10月1日現在)		30%	12.302361 %	11.343827 %	6.353812 %
分担割合		100.0%	40.1090 %	34.0363 %	25.8547 %

組 合 予 算

1. 過去5年間の当初予算

(単位:千円)

年 度	当 初 予 算
平成 24 年 度	2,437,864
平成 25 年 度	2,148,201
平成 26 年 度	2,208,408
平成 27 年 度	2,216,441
平成 28 年 度	2,241,559

2. 平成29年度歳入歳出当初予算

(1) 歳 入

(単位:千円)

款	金 額	構 成 比
分 担 金 及 び 負 担 金	2,115,159	95.7%
使 用 料 及 び 手 数 料	3,219	0.1%
国 庫 支 出 金	1	0.0%
県 支 出 金	505	0.0%
財 産 収 入	2,680	0.2%
寄 附 金	1	0.0%
繰 入 金	25,000	1.1%
繰 越 金	1	0.0%
諸 収 入	63,801	2.9%
歳 入 計	2,210,367	100%

(2) 歳 出

(単位:千円)

款	金 額	構 成 比
議 会 費	1,165	0.1%
総 務 費	1,939,364	87.7%
消 防 費	166,618	7.5%
公 債 費	99,220	4.5%
予 備 費	4,000	0.2%
歳 出 計	2,210,367	100%

消防車、救急車の基準と消防隊員等の人数

尾三消防組合消防力整備計画(第7次策定)による人数

平成29年4月1日現在

	消防車両等	計画台数	計画人員	現有台数	現有人員
警 防 部 門 職 員	指令車	5台	159人	5台	151人
	指揮車	2台		2台	
	水槽付消防ポンプ自動車	8台(注1)		8台(注1)	
	はしご自動車	3台		3台	
	化学消防車	1台		1台	
	水槽車	3台		3台	
	救急自動車	7台(注2)		7台(注2)	
	救助工作車	1台		1台	

(注1)内2台は第3次出動車両 (注2)内1台は予備車

予 防 要 員	18人	16人
通 信 員	12人	10人
庶務の処理等の人員	21人	29人

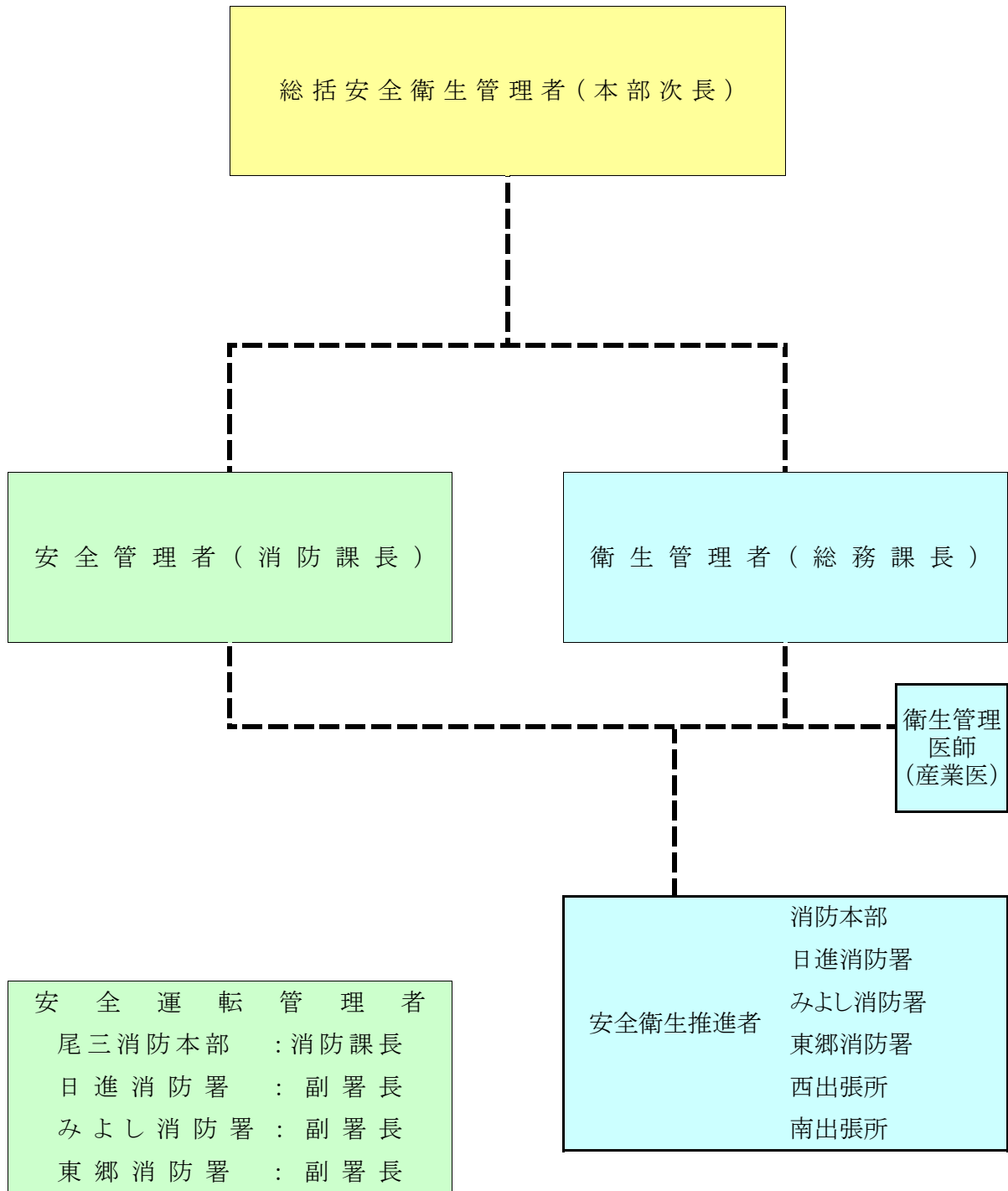
計	210人	206人
---	------	------

消防相互応援協定締結状況

締結先の市町村	業務種別	締結年月日	締結方法
豊田市	消防・救急	S. 48. 6. 1	文書
豊明市	〃	S. 48. 6. 1	〃
名古屋	〃	S. 48. 6. 10	〃
刈谷市	〃	S. 48. 9. 1	〃
高速道路関係市町・組合	〃	S. 48. 11. 1	〃
西三河地区全市町・組合	災害	S. 51. 9. 1	〃
長久手市	消防・救急	S. 52. 8. 1	〃
県下の市町村・消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	災害	H. 2. 3. 12	〃
愛知県（防災ヘリコプター）	〃	H. 8. 10. 1	〃



安全衛生管理組織



消防水利の設置状況

管内の消防水利事務は日進市、みよし市、東郷町が消防水利の基準に基づき整備している。
また、消火栓の維持、管理は愛知中部水道企業団が定期的実施し、万全を期している。

1. 消防水利の種類

- (1) 消火栓 (2) 私設消火栓 (3) 防火水槽 (4) プール (5) 河川、溝等
(6) 濠、池等 (7) 海、湖 (8) 井戸 (9) 下水道

2. 消防水利の給水能力

- (1) 消防水利は常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものであること。
(2) 消火栓は、呼称65の口径を有し、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。
(3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき(1)の給水能力を有するものであること。

3. 消防水利の配置

- (1) 市街地又は準市街地の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。
(2) 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140メートル以下となるように設けなければならない。
(3) 消防水利の配置は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。

4. 消防水利の構造

- (1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
(2) 取水分部の水深が0.5メートル以上であること。
(3) 消防ポンプ自動車容易に部署できること。
(4) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。
以上のような基準に基づき整備されている。

(別表)

(単位:メートル)

平均風速 用途地域	年間平均風速が4メートル毎秒未満のもの	年間平均風速が4メートル毎秒以上のもの
近隣商業地域	100	80
商業地域		
工業地域		
工業専用地域	120	100
その他の用途 地域及び用途の定められていない地域		

水利状況

(H29.4.1)

消防水利は、消防活動を行ううえで必要不可欠なものである。当組合では管内を構成市町にわけて水利調査を実施している。

